

草津市災害ボランティア登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市内および近隣市町村で大規模な災害が発生し、草津市災害ボランティアセンターを立ち上げた際に、災害ボランティアセンターや被災現場等でボランティアとして活動する意欲のある個人または団体を草津市災害ボランティアセンター運営協力者(以下「運営協力者」という。)として登録することに関し、必要な事項を定め、災害時のボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

(登録機関)

第2条 運営協力者の登録機関は、草津市社会福祉協議会とする。

(登録要件)

第3条 運営協力者として登録する個人または団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 草津市内および近隣市町村で大規模な災害が発生し、草津市災害ボランティアセンターを立ち上げた際に、災害ボランティアセンターや被災現場等でボランティアとして活動する意欲のある個人または団体であること。

(2) 個人または団体の代表者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、18歳以上であること。

(3) 電子メールによる連絡が受け取れること。

(4) 本規約を遵守するものであること。

(登録手続き)

第4条 運営協力者として登録を希望する個人または団体は、「草津市災害ボランティアセンター運営協力登録カード(様式1、様式2)」(以下「登録カード」という。)に必要事項を記入の上、登録機関に提出するものとする。

2 登録機関は提出された登録カードの記載事項が第3条の登録要件を満たしているか確認し、登録する。

(登録期間)

第5条 登録期間は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

(登録の更新)

第6条 登録機関は、登録者に対し、登録の有効期限の1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

2 登録を更新する者は、登録機関に「草津市災害ボランティアセンター運営協力登録カード(様式1、様式2)」を提出するものとする。

(登録者名簿の作成)

第7条 登録機関は、災害時のボランティア活動を促進するため「草津市災害ボランティアセンター運営協力者登録者名簿」(以下「登録者名簿」という。)を作成し、毎年更新する。

(登録者の個人情報)

第8条 登録者に関する個人情報は、草津市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき適

正に管理し、災害ボランティア活動推進の目的以外には使用しないものとする。

(研修等の情報提供)

第9条 登録機関は、登録者に災害時におけるボランティア活動に関する研修及び情報提供を必要に応じて行う。

(登録の変更、取り消し)

第10条 登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合または登録の取り消しを希望する場合は、登録機関に速やかに報告するものとする。

(登録の抹消)

第11条 登録機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から登録辞退の申し出があったとき。
- (2) 登録機関が、登録者として不適合と認められたとき。
- (3) 登録更新手続きがなされなかったとき。

(保険加入)

第12条 登録者は、ボランティア活動保険天災タイプに加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(免責等)

第13条 登録者が災害ボランティア活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

2 登録機関は、登録者または第三者が災害ボランティア活動中に被った事故及び補償等については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 その他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和2年1月24日から施行する。